

枚方京田辺環境施設組合施設設置条例

令和8年3月10日

条例第2号

枚方京田辺環境施設組合同規約（平成28年5月31日総務大臣許可）第3条各号に定める組合の共同処理する事務をするため、次の施設を設置する。

| 名 称 | 所在地 |
|-----------------|-------------------------------|
| 枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設 | 京都府京田辺市田辺ボケ谷18番地2 |
| 枚方市東部清掃工場焼却施設 | 大阪府枚方市大字尊延寺2949番地 東部清掃工場地内 |

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。